

木下眞進堂發行

天理教獨立史

六庵 森田五一編

259

97

特45

976

天理教獨立史

緒論

目次

- 第一 天理教發倡の動起
- 第二 教祖の生誕
- 第三 教祖の少女時代
- 第四 教祖の家妻時代
- 第五 神人交通の動機
- 第六 教道弘布
- 第七 時世の壓迫

明治

4月 2 19

白文

第八 教祖の逝去

第九 天理教獨立認可
第十 教義綱領の整成

天理教の元勳飯降大教正の傳記

附

天理教獨立史

森田吾一編

緒論

古語に曰く、事の成るは成る時に成るに非ずして其成らざる時に成る也と、蓋し味ふべき言なり。

今や信徒四百余を率ひ、純然たる日本帝國の一宗教として、神道本局の隸屬を離脱し、分派獨立するに到れる天理教や、決して今日に於て此の盛運を成せるに非す、深く天理教の眞諦を叩けば、即ち其の成るの日成りしに非ずして歲月已に五十年の昔、教祖中山美岐子に仍つて發

倡されしなり、今や教祖逝きて二十有餘年、社會の風潮漸く萎靡し、俗習益々墮落せるの時、一時は惡魔外道視されて、爲政者の壓迫に苦しめられたる天理教の、世道人心に裨益する處あるを覺明し、其の獨立布教すべきことを公解されるに到る、亦た必らずしも偶然の結果と云ふべからず、茲に天理教獨立史を編するは、唯に同教の成功を表彰するの意に非ずして、亦以て教祖中山美岐子の熱烈奮進に鑑み、世人の爲めに賛せしむる處あら

むとする著者の婆心に外ならざる也。

○第一 天理教發倡の動機

夫れ效法なる者は宇内萬國政事の善惡を問はず、人民の賢愚を論せず須臾も無かるべからず將た須臾も奉せざるべからざる要事にして、苟も人寄りて伍を爲せる限り、古往に溯り今來に垂れて缺くべからざる大道たり、是れが故に先聖の士は蚤夜寢食を忘れ、幾多の艱苦を重ねて窮ら開拓の難に膺り、雪山に臥し苦楚を嘗めて大道に出るの捷徑を究むるや久しう、然れ共衆庶各々我見あると恰かも顔貌の異なるが如く、歐人の尊崇する處亞人の

在りて婆羅門の徒は釋氏を非とし、釋氏の徒は婆羅門を外道と唱へ、耶穌を信する者回々教を惡み、回々の徒は耶穌を思ひ、一曲一直一是一非其歸する處を知らざるが如し。而して宇内古今の宗教を擧ぐれば枚を重ねるも及ばず、今其の最も顯著なるものを數ふるに、一に婆羅門、二に釋氏、三に猶太、四に耶穌、五に希臘、六に回々の種別ありて耶穌の如き更に岐れて數派を生せり、斯の如く提倡各々異なると雖も、歸する處は勸善懲惡の

外に出ずして、即ち幽冥法律を以て人心の嚮向を律し、傍ら社會の進化に伴ふ先導たりき、是れ故に我國渡來後の釋教の如きは、社會の進運に應じて分派發達し甚しきに至りては、同じく釋氏の流れを汲む佛教徒にして相凌轢し、其の教徒は水炭相容れざるものあるに到る、而して其の教義發倡の前後を見るに、婆羅門は今を去る三千二百餘年前に起り、釋氏の發倡に仍りて漸く屏息するに至る、次で起れるは耶穌にして現時稱して世界の宗教と謂ひ、回々は其の後に出で信教

の徒未だ宇内に普ねからず、更に翻つて以上各教の本義を叩くに婆羅門・釋氏は爲政者を置かず、則ち無政府を以て主義とし總ての刑罰を廢せんと欲す、是に由りて其弊害や羸弱に陥り終に國土人民を失ふに至る、耶穌回々も亦之れに等しく殊に其の以弊は法主を以て無限の至尊と爲し、之に委ねるに生殺與奪の權を以てす、而して西歐の各國帝王は多く耶穌教の冊封を受けつゝありて、一國の政事も時に信教の爲め興廢あるのみならず法主自ら兵戈に携はり、國士人民を侵掠せるの實例少しがせず、近世人文の

發達と共に彼等耶蘇教國も漸く法主の跋
歴に飽き、政教二分して其の分限を定め
るも、而かも尚ほ動もすれば教義の爲め
に擾亂し甚しきに到りては一國の帝王
を弑逆するとあり、獨り儒教の如き政教
一致を本義とし、其の弊害の見るなしと
雖も而かも天命を以て萬物を歸一にすれ
ば英雄一だい志を得るや天命を奉せり
と謂ひ、賢者民心を收むるや天命を得た
りと謂ふ、是を以て兜舜禹の禪讓たる均
しく天に 受するが如し。湯王曰、夏氏
有罪、予畏上帝、不敢不正。又曰、
爾尙輔予一人、致天之罰。武王曰、

羲と國運の進暢に致したる効蹟少しが
す、而も、益に伴ふ害亦妙なからず、佛
教徒の如き分れて八宗となり互に自張し
て却つて人心を眩惑せしめ時には宗徒劍
戈をして護法の道を盡せりとなすに到
る、徳川氏の政權を握るや、佛教を以て
國家の宗教と定め、漸く彼の徒を馴致し
て爲政の上に利用し、僧侶をして戸籍監
理の任に當らしめたり、蓋し是れ徳川氏
の權謀に因るべしと雖、飽食暖衣に赴け
る佛徒は開祖當年の堪忍力行を忘れ徒ら
に戸門を壯大にして宗教は人間後世の安
樂を説くにありと爲し、社會人心の指導

今商王受、弗敬上天。又曰、皇天震怒、
命我文考、肅將天成。又曰、天用勤絕
其命、今予惟恭行天之罰。と蓋し儒教
の弊や偶々奸惡僥倖を得て、顯要権地を
占れば則ち口實を天命に藉り、民を收攬
するの具となす、彼の春秋の戰國、南北
五季の如き主として此の弊に由らざるは
莫し、奸惡教道の社會人心に及ぼす亦大
なりと云ふべし。

開國二千五百余年我日本には罕乎として
動かすべからざる天授の神道ありて、古
來政教一致の美德を保有せるも、文物の
開發に伴ひ幾多の教義輸入し、人智の啓

たるべき宗教家の本務を失却せり、然し
て治平三百年、徳川氏の政道漸く弛廢し
、風教の紊乱將に極に逮せんとする時に
中り、天惠降すに一偉材を以てす、名づ
けて中山美岐子と云ふ、美岐子生れて野
に長し、敢て深く學べるにあらず、識素
より宇内に通せるに非ざりしも、天稟の
才幹風俗に超脱し四十の年神人交通の玄
妙を發倡し、傳へて天理教と稱しき、是
れ現代四百餘萬の信徒を有し、其の教義
は日本全土に普及せる最も新らしき一宗
教にして、天理教の今日に至れる徑路は
、教祖中山美岐子の経験を索ねて自から

盡せるに依り、茲に筆を轉じて教祖の事蹟を詳述せむ。

○第二 教祖の生誕

時は封建の末年、徳川家齊政權を握り、武門の尊態其の極に達し、畏くも一天萬乘の大君は空位を擁し玉ひて、九重雲深く民の歸向に軫念あらせ玉ふ、されば夙教漸く地に墜ち、天亦怒つて連年の凶歎を示すに至るも、一たび墮落したる世俗の風習は滔々として濁流の奔逸せる勢を以て向下し、暴吏上に立ちて収斂に鑿くを知らず、民勤儉の美德を忘却して浮華淫逸に耽り、金液無缺の大日本帝國も將

に亡國の危きを見んとす、此の時此の際に、皇基發祥の地たる大和國山邊郡三味田村に呱々の聲を揚げたる女丈夫あり、名づけて美岐子と云ふ、是れ後に至り同郡三島村、世俗庄屋敷と稱せる地齋家中山善兵衛に嫁し、偉名を蓋世に傳へる天理教の教祖にして、實に寛政十年四月十八日に在りき。

教祖美岐子の父は、前川正信と云ひ、通名を半七と稱す、母は正信の正妻衣子と呼び同邑長尾氏より來る、前川家の遠祖は藤原氏に出で、當時伊勢國津の藩主藤堂和泉守の無足人格に列し、苗字帶刀を

許され、郷士として、豪農として、而かも温厚篤實の君子として一郷に重んぜられ其の名近郷に聞へり、併のみならず生母衣子は郷間稀に見る賢婦にして、村民等しく敬慕して措かず、此の父母にして偉才ある美岐子を出す亦た偶然にあらざる也、然して教祖美岐子には同胞五人の兄弟ありて、長を奎壽計、二男を伴三郎、二女を桑子、三女を菊子と云ひ、美岐子は實に其の最長女に生れたるなり。

○第三 教祖の少女時代

梅檀は双葉より香ばしく、蛇は寸にして氣を呑むの譬へ、教祖美岐子生れながら

にして英敏、其の四五歳に達するや、他の朋輩兒に伍して遊戯を爲すにも、一頭地を挺んで、誠や鶴群の一鶴、頑是なき他の児童も美岐子に接しては常に尊敬の念を拂ひ敢て輕侮を爲さず、六七歳の頃よりは自から糸を紡ぎ、裁縫に趣味を有し、未だ師に就かずして大巾木縕を衣服に仕立上げ大人も至難とする縞物を機に掛け織り上るなど、其の手藝の精妙なる見る者舌を巻かざるはなし。

上智教のべからず、下愚遷す能はず、教祖美岐子の幼少時代は、文物尙ほ今日の如く開けずして、児童の教育は微かに村

夫子に仍つて啓導され、殊に當時の女子には學問を教ゆる必要なしといふ世俗の風習なりしも、天稟の聰慧頗悟は一を聞いて十を覺る性得なるが上に、溫恭君子の風ある父正信と、鶴然たる春の如き母衣子の美德に化せられ、益々珠璞の光りを添へて美岐子十歳の頃には母衣子の信仰に因つて讀誦する佛經和讃の類を暗誦し更に進んで念佛行者に身を投じ、因果應報の法理に心を潜めたり、是れ教祖美岐子の始めて宗教に身を窺せる動機にして、由來惟一神道を以て立つべき天理教に善因善果、惡因惡果の玄理を歎吹せる。

文政七年九月十五日、滿苑の菊花灑あり、談あり、清香馥郁として鼻を撲ら、秀麗愛すべき吉日をトし、儀表整々五荷の荷物を携へ人生の大禮を擧げたり、時に美岐子の芳紀は、花の蓄僅かに開ける十四歳の時なりき。

○第四 教祖の家妻時代
教祖美岐子の婚嫁せし中山家は三島村に聞へたる舊家にして、其の良人善兵衛といへるは朴訥清廉の人なれば、美岐子の性質と相適ひ、琴瑟の交接深く、鶯鶯の契り濃かに、中山家は四時春風堂に満つる趣あり、殊に教祖の實家前川家は郷里

所以なり、而して美岐子の佛教に皈心するや、會々當時社會人心の輕躁浮薄なるを見て、坐ろに現世を果敢み、如じ身を佛門に投じ、剃髮染衣の尼法師となり。三衣一鉢樹下石上、生涯を雲水に任せんと決意し、幾度か父に請ひ母に縛りて出離顛世の許を求めたるも、父母は最愛の美岐子をして、佛弟子に入らしむるを肯せず、固く誠めて人生の本分を全ふすべく説服し、苟かに人を頼みて婚家を求め、同郡三島村の富榮中山善兵衛に良縁あり、美岐子に嫁すべく懇願して措す、茲に於て教祖も亦翻然として悟る所あり、

にても門地高く、財豊なれば多くの召し使ひありて、美岐子の未だ嫁せざる時代は、彼等多くの下婢下男に冊かれ、父母の鐘愛並ならず荒き風にも當させじと育てられし身なるに、人の妻となりたる美岐子は中山家の家風を堅く守りて、身躬ら耕耘に從事し、櫛風沐雨、晨に星を戴き夕に月を踏んで下男と共に野に働き、下婢と共に機織に廻しみ、飲食は口に適し腹に充つるを以て足れりとし、衣服は寒暑を凌ぎ、敢て縫縫垢衣にあらざれば可しと爲し、勤檢力行誠に鄉間の師表たり、されば見聞の人々は美岐子の精勵に

驚嘆する計り、良人たる善兵衛すら其の
奮勉には心弱かに忸怩たる有様なりしが
、文化十三年教祖年十九になりし時、實
家在留以來の信仰なりし、中山村の淨土
宗念佛寺に於て五重相傳の戒法を受けぬ
、歲月は白駒の歩むに等しく、文政四年
夏七月廿四日、教祖年二十四にして、始
めて一男を産む、名付けて善右衛門と云
ひ後ち秀司と稱せり、越へて教祖三十の
秋、即ち文政十年九月九日次女安子を舉
ぐ、天質至孝貞淑なる教祖美岐子、今や
人の親となり子に對して慈愛の心切なら
ざるを覺ず、併かも教祖の慈愛に深きは

るに生母なるは產後の肥立はかくしか
らず、子を哺くむべき乳出ず、生れし子
は日々に衰弱して、秋の枯野の虫の音に
等しく、朝より夕邊に細りゆくを、教祖
の美岐子傳へ聞き、去年安子といふを擧
けたる我身も嬰子を抱へ居ながら、慈愛
の念禁じ難く、自から望んで照之亟を我
家に引取り、乳を與へて育て玉ふ、然る
に其の年四月の頃より、照之亟は悪性な
る疱瘡に罹り、病勢日に暮り藥石の効更
らに見へず、今は生命と旦夕に迫れる場
合となりぬ、是れより先き足達家には五
人の子ありしが、怎麼なる惡因縁にてか

唯に我兒に於て見るのみならず、其間自
他の區別あらざりき、就中近隣の眞を以
て養育したる足達某の一子、偶々疱瘡を
病みて瀕死の境に在るを、身を以て其の
死に代はるべく、神佛に祈願を籠め遂に
一命を救めたる如きは、到底常人の夢想
すべからざる事蹟たり、茲に當時の實状
を遺さんが爲め、故老實話の體を記す。
蓋し編者慢りに筆を飾るは、誤謬を幾世
に傳へんことを虞るればなり、頃は文政
十一年の春、中山家の隣家に姓を足達と
云ふ大庄屋ありて、照之亟（後源四郎と
改名せり）と名附けたる男子生れぬ、然

、孰れも皆疱瘡の爲めに早世して、照之
亟一人を遺せるのみなれば、兩親の悲嘆
云はん方なく、寢食を忘れて、終日終宵
看護に怠りなく、道の遠近を問ず名醫と
聞けば直ちに驅附けて診療を請ひ、名藥
と聞けば費を厭はず、難を求めて施した
れど、病魔は益々猖獗を逞しくするのみ
、今や耆婆扁鵲ありとも救ふべからざる
に至り、両親は只だ涙に暮るばかりなる
に、滿心愛の凝結なる教祖美岐子如何で
か坐視さるべき、殊には自分の乳を與へ
哺みたる照之亟の事なれば、當然として
彼れ一命を助くべく意を決し、我兒安子

の手許に在りては専念の妨げなりと、他
家に預け、良夫善兵衛に秘して、夜更
け人静かなる時に乘じ單身弱かに家を出
で、石上神宮に跣足詣を爲すこと百日、
其外奈良の二月堂觀音薩陀・稗田の大師
・武藏野の不動明王等に各三年三月跣足
詣りの祈願を掛け、風雨雷電の烈しき夜
半も懈ることなく歩を運び、果は照之亟
の一命に代はるべく、自らの一命を神佛
に捧げ、熱誠を籠めて新念を凝らし玉ひ
しかば、神佛も其の至誠に感應ましまし
けむ、さしも重患なりし照之亟の病症も
、薄紙を剝ぐ如く漸次に快愈し、以前に

と俱にし、勞苦は自から先んで、人の危
急に望めば挺身之を救護す、其の仁愛に
富める事枚を重ねるも盡すべからず、一
日夜盜の倉庫に忍び入るありて積み置け
る綿を盜み出さんとし、偶々奴僕の爲め
に捕へられ散々呵責の揚句、將に官に訴
へんとす、教祖之れを聞き靜かに奴僕を
制して云ふ、盜人の入りたるは我に油斷
ありしが爲めなり、要心堅固なれば争で
盜人の窺ふを得んや、罪は盜人渠にあら
ゆして我にあり、苟にも人を打ち苦しむ
べからずと、家人を誡めて其の捕へたる
者を引見するに、意外にも同村の知已な

勝る強健の身となり、七十二歳の高齢を
保ちて芽出度黄泉の客となる、然るに奇
怪なるは此の照之亟にて、後教祖の神靈
感應を發倡されしを見て、發狂者と呼び
、狐憑と眞言して止ざりしが、宏量海の
如き教祖は毫も照之亟の惡徳を咎めず、
却て照之亟の死期に際し彼を吊ひ既に息
切れたる死骸に自から被たる肌着を掩ひ
給ひしかば、不思議にも死したる照之亟
は一晌餘り息を返して、初めて忘恩非體
の罪を悔ひ詫びたり、教祖の慈愛に深が
りしは、嘗に前述故老の實話のみに止ま
らず、萬人に接して親疎なく歡樂は衆人

るに、遺の教祖も打驚き自から立ちて
縛せる綱を解き諭して曰懇ろに人貧困に
なれば惡魔乗じて罪惡の群に入る、而
して貧困は懶惰より来る向後須からく勤
勉して、誘へる惡魔の手を排ひ除けよ、
若し又事に勤勉するも得る所生活の費を
支ゆる能はざる時は、來つて我に告げよ
、私は喜んで御身を助けむと、白米一斗
を袋に入れて與へ放ちければ、渠は噉歎
嗚咽して謝すべき言葉も出す、幾回か叩
頭平身して門を辭せり、盜人に施米、是
れ教祖美岐子の性格を知る一美談にして
、其の他窮民に物品を惠與し饑括の難を

教ひたる事數知れず、或る年の秋の暮、中山家の門に立ちて憐れを乞ひし女あり、身には垢附きたる單衣一枚を被て背に、嬰兒を負ひつゝ、寒さと飢とに氣息奄々たるを、教祖見るより家に呼び込み乞食女の我身姿に耻ぢ恐れ容易に入らざるを強て臺所に腰を据へさし、茶を湧し食をすめ、垢に埋れたる背の子を無理から抱き取り、我乳を哺まして與へらる、其の舉措良心より自他の差別なれば、何んぞ風体に醜厭の念あらん、更らに立つて綿入二着を取り出し一着は母一着は子に拘はる、卷蒲團と小兒の着換迄與へ、將來の

りど、一時は其の非を良人に過へんかと思立ちしも、熱々思量せば自分の愛なるものは、萬衆に對して遍派なること能はず、従つて人間肉体の愛は美岐子の許より齒牙に止めざる所とて、良人善兵衛の意志満足せしめ得ざるも無理ならぬとを想ひ、其の后は下婢のかのを妹の如く愛撫し、一面良人善兵衛を益々尊重に扱ひ、時にはかのを伴とせしめ旅行に良人の氣慾を散せしむるなど、美岐子自身は只管一家の平和と、博愛慈善を施すを以て無上の樂みとなしむたり、然るに下婢のかのなる者飽迄下劣の品性に生れしか、

方向に就き懇々諭す所ありて出立しめぬ、此を見たる家人は餘りに慈愛深き披ひに渾然たりしも至理なり、教祖の博愛至仁なりしは之れに仍つて想像するを得べし、而かも尙ほ後昆に傳へて女子の龜鑑とすべき一事あり、开は教祖の良人善兵衛は活廉朴訥の人なりしも俗人の悲しさ、何日か我家に召使へるかのと稱する下婢に手を掛け、人目を忍びて蓬瀬の關を越ゆるを無上の娛となせり、されば聰明なる教祖美岐子の何條覺らざることあらむ、良人として其の妻に隠すことあるは、家門の不吉、妻の耻辱な

恩德山より高く海より深き美岐子を亡き者にして、己れ其の位地に代らんとの非望を抱き、恐しくも内心鋏かに刃を磨ざるたるが、一日食膳を美岐子に侑むるに際し汁椀の中に毒を盛りて捧げたり、それとも知らず二椀迄喫し丁りたる美岐子は、間もなく酷しき腹痛を起し一時は悶絶せしも天は奸惡に與せず倒れし美岐子は蘇生し數日にして本復するに至り、かのの所業の尋常ならぬを覺りたるも、宏量海の如き教祖は寧ろ彼の小怨を憐れみ、一言の咎めもせず却つて益々寵愛の度を加へたれば、有繫に惡魔外道ならぬ匹

○第五 神人交通の動機

婦のかのは、教祖の高徳に感じて眞然として前非を悔ひ、遂に中山家に居堪らす暇を乞ひて實家に歸りしが、期年ならずして病歿せり、噫偉なる哉教祖美岐子、如何に天稟の特性ありと雖、庶人と異なる所なき女性に生れ、良人の我愛を奪ひ加之も一命をも奪はんとせしかのを庇護するの厚き、所謂愛の化身にあらざれば慈悲の権化か、女子の通有性たる妬心の如きは美岐子に於て求むるも得べからず、彼は人性女子と生れしも、女子の心性を有せざるか、否な彼は生を人世に享けたるも、人生を超越せる偉傑と云ふべき也。

の事實を會心し易からしむべく、殊更ら美岐子に親炙せる者の筆に成れる體を抄錄せんとす、

時は天保八年十月廿八日、中山美岐子

四十歳に及びける時、十七歳になれる長男の秀司畑に麥時に行れしに、如何にせしか、左の足に疼痛を覺へ、激痛堪へ難きに依り、駕に乗せて伴れ歸り父母両親は相續人の事なれば、殊更心を惱し醫師よ藥よど種々に治療を施せど、更に何の効驗も見へざれば、其頃長瀧村の修驗の市兵術とて學德兼ね備り、其名近郷に高かけければ、直に之れ

古來聖人達士が天地自然の眞理を悟れる動機を尋ねるに、殆んど荒唐無稽に類するも、是れ常人の忖度すべからざる立妙にして、雲を出でたる月を見て、眞如十相の法を釋き、水に宿す月影に劍法の鑑奥を覺れるも、皆是れ人心と宇宙の眞理と迎合せる結果に外ならず。

天理教祖中山美岐子が始めて天地玄妙の眞理に逢着せし、所謂神蹟なるもの、亦以て常人の識を以ては解すべからざる奇縁なるも、熟々其の動機を尋ねれば、凡俗ご雖も首肯せしむるものあり、今當時

を請待して疼痛平癒の祈念を爲す、市兵術は中山家の奥座敷の正面に新らしき薦を敷きて、神様を勧請し、興内村のそよと云ふ老婆の至て律義なるを加持に立てて之に御幣を持せ、全力を籠て祈念を凝らせしに、不思議や其効驗立所に現れて、秀司の疼痛は夢の如くに忘れけり、然るに四十日計り経て又もや足痛起りける、依て以前の如くに市兵術どうよを招きて加持せしに、復直に平癒せり、而して復一月餘りを経ると足痛復起り、起れば加持を成し加持を成せば直に癒へ、斯する事殆

七八回に及ぶぞ不審なれ、明けて天保九年、美岐子四十一歳の春より何となく身體に異状を來し、只管世の中が嫌になり人と談話などをするも成べく避らるゝ様なりしが去て是と云ふ病氣にもあらねば、醫師にも掛らず其體に打過ぎ其年も早や十月廿三日となり秀司の足痛勃然として起り、非常に激しかりければ、直に例の市兵衛に使を立て、彼是する中に夜の十時頃となり、俄然良人の善兵衛主は眼の痛を感じ、美岐子は亦腰に痛みを覺へ、大に一家騒擾して居りし所、市兵衛も出來

白衣をまとひ、御幣を持って例の如く神の座として廣間に設けたる薦の上に立てば、市兵衛は美岐子と對座して、善兵衛、秀司を左右に座せしめ、來合せたる親族の人々も其座に列り畏まれば市兵衛は日頃の祈念にも彌増して丹精を凝せるゝもつから、流汗淋漓として瀧の如く、人々夢現になつて容子を見てゐる内に、一陣の風颶と吹き来ると思ふまゝ、不思議や美岐子の身に異状を察し、見る間に色變り身震ひ、手に持つ御幣は左右齊しく逆さまに立上る、列び居る者は孰れも身の毛も堅つ

り、其夜は亥子にて親族の乾と云ふ者も來合せたれど、其夜に限り加持代のうよは如何にしけん障ありとて出來らず、誰れにせん彼れ善かれと云い合へる程に、市兵衛の申しけるは、若旦那秀司殿の足痛は此迄例のある事なれど大旦那奥様迄一家三人も揃ふて痛み惱むとは實に奇怪なり、之れは恐らく神様の祟たるを免れず、そよの來らざること是非なけれ、奥様あなた加持代に御立ち遊ばせ、去れば吾等身命を賭けて祈念を纏らさんと云ひければ、美岐子も止を得ず承諾し、先づ水を被り

ばかり、此時美岐子は歎と両眼を開き、恰も龍虎の風雲を叱咤する如き猛勢を示して、言語莊重極めて嚴肅に宣く、我は天の將軍なり、此地初屋敷と云は世界創造の源なればなり、今や時節到來せるを以て殘らず世界の人類を助けん爲に天降れり、因つて此屋敷を始め親子諸共に貲ひ受たしと良人善兵衛を睨み附らる、人々は奇異の感に打れ驚き怪しむ事限りなし、中にも善兵衛は身に降り掛る大難事なれば氣味悪くも、覺悟を極め、加持代の美岐子に申されるは、家屋田畠は先祖より譲ら

れしもの故、自分一人の考を以て返答出來す、又小兒は天より授る所妻には本年二歳になる乳飲兒ありて、一家の整理も容易ならねば、神命恐れ多しと雖も、平に御容教を願ひ奉ると、理非を別けて拒絕したれど加持代の美岐子は、儼然として毫も聞入れず、猶前言を繰返し其の勢ひ益々荒く親戚の人々も善兵衛に言葉を添へて神の告げを辭みたれば、美岐子は持てる御幣を愈よ振駆して三日三夜の間米一粒水一滴も口にせず又一睡もせずに泰然自若として飽迄般命を傳へ給ふにより、善兵衛

里の神の人を見る者聞く者畏敬せざるはなかりしなり。

教祖美岐子の神人交通動機は、如上の記録を見て略ば推究するを得べし、編者は其の神祕的にして而かも事理の紊れざるに感得し敢て是れ以上叙ぶるの要を認めざる也

○第六 教道の弘布

教祖美岐子、既に神懸の奇瑞を示してより自から之れ神の子なりと確信しさきたに天稟の慈悲心は、益々發揮して苟くも貧に泣く者ありと聞かば、家業を放擲して其の救助に趣き、恰かも慈善救助を

以て自己の天職と爲せり、されば美岐子が中山家に嫁せる時持参したる五荷の荷物は、何日しか此等貧者の爲めに分配せられ、今は神懸の神託に答へたる善兵衛の誓言に依り、中山家の財産にも手を着けんとす、當時教祖の唱へ出せる教へ歌は、偶々以て其の心意の實現して餘りあり、其歌に曰く

教祖の慈悲は彌増して 倉庫の扉は明放ち 貧者の門に集ひ来る 病者は門に集ひ来る 凍へる者には衣服あり餓たる者は食に飽く 盲者は杖を忘れ行き 跛者は車を捨て行く 家財は人

に施して一家は饑餓に襲るゝ
而して教道の弘布は尤も卑近なる俗謠の
類に籍られたれば、中流に位ひする者は
一顧するものなく、果は教祖を曰して一
種の發狂者と稱するに至る、されど教祖
は世人の誹謗を意ともせず、神の道を擴
むるの外他事を顧る暇なかりしかば、
如何に財豊かなりし中山家も、限りある
財産を以て限りなき貧者の救助に續くべ
くもあらず、家産漸く頓きて田畠山林迄
賣却せざるべからざる境遇に墜ちぬ、是
に於て良人たる善兵衛始め親戚の者等も
一家の浮沈に代へ難しと、種々なる手段

途に迷ふに至るべしと、煩悶に毛を掻り
しが決然として意を定め、一夜四顧寂寥
人静まるるを窺ひ窓かに家重代の太刀を取り出し、美岐子の枕頭に佇ちて白刃を抜き騒しつゝ呼び覺して曰ふ、縁有つて夫婦の契り籠めたる者を手に懸けると情に於て忍び難きも、中山家には代へ難し若し世人の云ふ如く狐狸憑物の業ならば如何なる祭祀も營むべければ、速かに退散して呉れよと、血走る眼の底に涙を湛へ、美岐子の返答次第に依つては、アワヤ紫電空に鳴らんとするを、教祖美岐子徐ろに起上り、端然として稍寸時良人善

を盡しては教祖の翻心を促せども、儼然として神の御心背くべからずと宣り、或は一家親戚相會し、教祖を物の怪の憑たる者と判斷して、讀經念佛に責さいなみ、果は白刃を拔て強迫するに至るも、教祖は從容として座を頽さず、天理神道の絶大無邊なる所以を説き却つて會衆を諭すとあり、然れど世人は尙ほ教祖の本心を曉る能はず、益々美岐子を讒謗し親族も殆んど持餘して、遂には中山家に絶交の申込みを爲すもありて善兵衛の苦心一方ならず、若し猶は美岐子の爲すが盡に過るんには、一家は斷絶、妻子眷族も路

兵衛の有様を眺めたりしが、果はハラ
くと涙を流して曰ふ、世人の輕誣親戚
の不信も無理ならず、現在の良人すら尙ほ我身が神の道に盡す誠心を覺り玉はず
、狐狸の業か發狂者と思はれしことは非
なけれ、されど今萬一良人の刃に觸れて
すととなり、祖先に對して申譯なしと、
諄々として良人の短慮を諭す、其の詞の
明晰なる決して發狂者、狐憑などの能く
する所にあらず、善兵衛も其の熱誠にし
て冒すべからざる美岐子の態度に敬服し
、半ば神懸てふ疑ひの雲を晴らすと同時

抜き持ちたる太刀を鞘に納めたが、其の後益々世評高く、中山家は狐の棲家なり、イヤ氣狂斐さんの暴れ屋敷などを罵詈讒謗を言ひ觸らすのみならず、家計は日を追ひて衰頽に赴くより、元來温順正直なる善兵衛は、胸中の苦悶遣る方なく、憂愁の色眉宇に満へ、日となく夜となく吐息を漏すばかり、智に恰なる美岐子之を見、之れを察しては、如何に神の道を弘通するの大任務ありと雖も、原是の身として、焉ぞ断腸の想ひながらむ、陰にては良人を伏拜み、世の爲め人の爲

中山家の前途を憂ひつゝ溢然として此の世を去れり、善兵衛時に年六十六、教祖美岐子は五十六の年なりき
嗚呼、教祖が一代の歴史は慘怛悲風の辭に富むと雖も、教道の主張尙ほ未だ俚耳に入らず、二世の苦樂を偕とする良人の苦悶も釋くに由なく、襲世連綿たる家系を按じつゝ瞑目したる善兵衛の枕頭に侍せる時の苦衷ほど、蓋し慘たるものはないべし、然れ共翻へつて考れば、古來天の偉傑に大事を成さしむるや、必らず先づ非常の艱難を與ふるを常とす、教祖美岐子、巾幘の身を以て男子も忍ぶ能は

ざる艱苦に堪へ、夫婦子孫の紳たる恩愛の情緒は天下萬衆に頗ちて其の博大を樂みとす、夫の良人善兵衛に至らざりし如きは、所謂大義親を滅するの格言にあらざるなきを知らんや、一生を神に捧げ、夫婦の愛情も、子孫の榮達も眼中になき教祖美岐子は、良人善兵衛歿してより、更に大ひに心氣發揚し、愈よ益す天理の大道を鼓吹して、一面には博愛慈善の仁を施し、飢たる者には食を與へ、凍れる者に衣服を給し、貧者の歡びを見て我樂みとせるより、歴世三島村の豪家として、近郷に聞へたる中山家も、軒傾き屋根

めに人の妻たる任務を盡す能はざる罪を説ゐたるが、切情激しては禁むるに由なく、道の教祖も寧ろ身を殺して此の苦痛を脱がれんものと深更家を忍出で程近く村の沼池に投身すべく駆付けしこと、二三度にあらざりしも不思議に其の都度足引攀、身体自由ならずして目的を達せず、其後晝間は成べく良人の憂苦を殺がんものと、村の娘子等を集めて裁縫の指南をなし、夜は静かに當時の社會風潮に慨し、神の教への弘布に心労せるが、痛ましきは善兵衛にて、教祖の本旨未だ世人に普ねからざる嘉永六年の二月廿二日、

落ちて、且に什寶人手に渡せば、夕に家財を賣拂ふ始末、果は破屋に月射して、目に一物の遮るものなく、荒廃離々たる一家の内には、教祖を始め長男の秀司、まさ子はる子、こかん子の兒女等、只一重の衣を着けて、食は翌日の貯へなき境遇に陥たりき、されど教祖は自からの窮苦を知らざるものゝ如く、只貧者に恵むとの能はざるを悲しみ、月光に糸を紡ぎ、星光に裁縫の賃仕事をして、一家は麥飯に粟の粥を啜りつゝも餘す資財は憲んで惜まず、長男の秀司も亦た教祖の徳風に化せられて、黒紋附の羽織の儘、野菜

を擔ぎて町に賣り、薪を山に求むるなど、母子相俱に勤勞して迫り来る窮乏の敵世は正月の準備にて各戸舉りて餅搗に忙しげなるも、教祖の許には一合の餅米無し、元旦に粟の粥すら啜り得ざる窮地に際し、圖らずも平生神の道に辿り来る一信者が八合の餅米を得たりとて、其の半分を教祖に贈りたれば、漸やく正月の祝膳を調へるを得たりといふ、是れ天理教の信者が、教祖の徳に酬ゆべく物品を捧たる温觴にして、其の信者は、現代天理教の今日あるを致したる同教の元勳とも

○第七 時世の壓迫

云ふべき故大教正飯降伊藏其の人なりき孔子も時を得ざれば野人に蔑まれ、釋迦の智尚ほ且つ提婆の壓伏を免がれず、基督教世の聖徳を以て尚ほ十字架上刑餘の罪人に擬せらる、蓋し人を益し世を進めんには、反撥動搖の之れに伴ふこと、古來史籍の示す所、是れ人の及ばざるに非ずして、時世の罪亦た已むを得ざるなり教祖美岐子天理の大道を感得し、衆庶を導きて俱に神隨の樂域に游ばんことを希ひ、幾多の家累、傍人の誹謗を物ともせず、人情忍ぶべからざるを忍び、堪ゆ

べからざるを堪へて、専心弘道布教に努めたれば、緘言漸やく僅耳に入り、道を尋ねて歸向する者踵を接するに至り、明治七年三月、始めて信徒の合力にて、中山家殘存の土蔵二棟ありしを毀ち、此の地に形ばかりの勤行場を設けたり、是れが現在の神靈を祀れる所謂天理教開基の地にして、其の建築の陋屋鹿歩なるは、會々以て天理教の華を衒はず實を尙ぶを知ると共に、同教信徒の如何に眞摯熱誠なりしかを想はしむ、而して當年已に此の大成を爲したる信徒の魁なる者は、飯降伊藏、仲田儀三郎、松尾市兵衛、辻

忠作等三十余名にして、各々財産の底を叩き、醸出六十餘金を以て、此の建築の竣工を告げたるなり。

是より先き信徒の觀念未だ堅からず、且に教祖を訪ひて天理の道を聞き、夕に教義を誹謗して美岐子を罵倒する頑迷不靈の輩少からざりし慶應二年の夏の頃、京都醍醐院の末派にて、大和小泉村に不動院と云ふ異言宗あり、住職は即ち修驗者の山伏なれば、美岐子が天理の道を説きて、信者門に聚ると聞き、捨て置いては我宗門衰運の基なりと、無謀にも多人數の徒弟を引連れ、山伏一流の頭巾篠懸

御身若し大聖釋迦の流れを汲まば、何ぞ劍鐵の力を借らず、口舌筆端の利器を用ひざる、刀劍は能く人を殺すとも、天理大道の聲を研るべからず、宗義に由つて敵と思はば、須からく心を丹田に沈めて語る所あれど、法す慮せず詰りたれば、流石の不動院も其の理の當然なるに悟る所あり、氣を轉じて言葉を和らげ、さらば教義の爲め向來お互ひに勉む所あるべしと、不禮を謝して歸り去れり。

不動院の反抗は権は宗教家一個の私議に止まりしも、教祖美岐子の唱導漸やく世人の喝仰するに至るや、當時の宗教家の

腰に三尺の太刀を佩き、三島村の中山家に出で來りて曰ふ、汝老婆の身として神の化身などと誑り、世人を惑すは不埒なり、今より神を棄て教道を廢せんばり、佛神に代りて誅罪を加ふべしと、太刀の柄に手を懸け、滿面朱を濃きて威嚇せり、居合したる信者は山伏の怒號に恐怖し一言の理非を述るものなく、室偶に委縮し手に汗を握る計りなるを、教祖は徐かに座を正し、莞爾笑を湛へて答へて曰ふ、我聞く、上等の人は人を殺すに筆を以てし、中の人は人を殺すに口を以てし、下の人は人を殺すに磐石を以てすと、

注目を惹くと遙くなり、美岐子が一擧一動は陋劣なる神官僧侶の猜疑心を增長せしめ、種々の讒訴は當時の司廳たる奈良縣廳に櫛の歯を挽くが如く提出されぬ。時は明治八年八月廿六日、奈良縣廳より教祖美岐子及び息子秀司に對し、尋問の筋有之縣廳へ出頭すべし、との召喚狀來れり、但し當時既に天理教會の名稱を附し秀司は其の會長として、信者の數日に追ひて加はらんとする折なりき、然るに會長秀司は折柄病弱に罹り居たれば信徒の辻忠作代人となり、教祖美岐子は長女政子を伴ひ縣廳に出頭されぬ、縣の吏員

はなば剛頑にして、尋問の言辭頗る横暴なりしかば、教祖は到底辯明するの無益なるを察し默然として一言の答ふる所なし、辻忠作は吏員の權幕の荒きを見て、衷心憂憤に堪へず私かに教祖の袖を引きて、辯疎の陳述を爲さんとを勧む、されど教祖は眼を瞑じて、唯神の命する所に任せよと諭し、端然自若口を噤んで他事を言はず、縣吏其の態度の動すべからざるを見て、施す術を知らず、遂に教祖を三日間の拘留處分に附し、何等領要を得ずして放還さる、是れ天理教に對する官廳壓制の發端にして、翌九年再び縣廳の喚

富者の便利にならぬかも知れず、开は漸を以て世界一列に益せんのみと、詢々倦怠答辯せしかば、稻尾社寺係も強て咎むべさ廉を認めずとて教祖始め一同を退廳せしめたり、然るに天理教を信するの徒日を追ひ益々増加するより、偏狹なる當時の神道家は自家の衰頽に趣かんとを憂ひ種々なる讒訴を其筋に提出せしかば、當時の社寺監督所たりし奈良中教院に亦も教祖は召喚され、自今天理教と稱せず布留神社を信奉せよと嚴達し且つ其の誓文をさへ徵されぬされど、信者の信念愈よ固くして強制的なる官廳の過抑何等の

間を受けるに至る、此の時は教祖を始め熱心なる信徒中田儀三郎、辻忠作、松尾市兵衛、佐藤某の五名出頭せしに、社寺係稻尾某なるが擔任にて、天理教徒の唱導する教義に就き峻厳なる詰問を試みたり、教祖即ち對へて曰ふ、天理の道は廣大なり、道廣ければ貴人も通り富者も通る、庶民百姓乃至乞食の徒と雖も亦た通行するに防げなし、百姓乞食の通行するを以て貴人富者の防げなりといふは、世界の公道に非ざるなり、然かも天理教は先づ尤も卑族なる者に安心の道を教へるを以て今日の急務とせるなれば、或は貴人

効なく、明治十六年の五月には信者の寄進に依つて教祖の居宅を新築するあり、會々其の年の夏天早りて、稻田龜裂し村民の憂愁一方ならず、教祖俱に愛い齊戒沐浴百姓の爲め身を挺して神に雨を祈りたるに、至誠天に通じたるか、俄かに黒雲空を掩ひ豪雨忽ち來りて、將に枯死せんとする稻は復活せしめたるより、百姓の欣び譬ふるに物なく、是れ皆な教祖の盛徳なりとて、三島の勤行所に參籠し神樂歌を誦し合へる所へ、丹波市警察分署の警吏數名出張し來り、雨乞などを神に託し庶民を惑すの罪許すべからずと現

場にて教祖及び信徒の重なる者を珠數繫きとして櫻の本警察署に押送し、教祖は拘留信徒は料の處分に附したり。斯くの如く當時施治者の壓迫甚だしきも、教祖は更に屈伏するなく、益々道の弘布に奮進せしかば、明治十八年東京神道本局は特に内海、古川の二名を派して、所謂天理教の教義に就き取調べる所あり、然して其の調査の結果は決して世を害し人を毒するものにあらざると認め、更に天理教を神道本局に隸屬せしめ、公に布教傳道せしむべく内務省に稟請して其の許可を與へたり、神道直轄天理

今日の果を結ぶに至れるなり、蓋し是れ常人の爲し能はざる所なるべし。

○第八 教祖の逝去

教祖美岐子、神人交通の靈徳を感享してより五十年間、幾多の毀譽褒貶は松吹く風と聽流し、雨に浴し風に梳りて専念天理神教の普及に努め、其漸やく世人の信仰を博むるに至るや、身は嫉視迫害の照點となり、通常の人たちは老軀杖に倚らずんば起つ能はざる高齢に及びて、鐵籠圓の囚人たると一再に止まらず、而かも鍛錬壯者を凌ぎ、一難来る毎に元氣愈よ加はり、老若の別教祖に見るべから

ざりしが、天業に此の女傑の任務の完を知りしか、明治十九年陰曆十二月八日微恙を覺へしめ、越へて二十年一月十六日最も安けく永き眠りに入りたりき。教祖不豫なりし四十九日間は信徒の憂愁一方ならず、或は是れ信者の邪念憎は掃へざるありて神の怒に觸れたるならむと想ひ、信者各々臥床の裙に侍して、其の到らざる所の示教を仰ぐや切なり、此の時教祖の遺したる言辭は、天理教徒の神韻として尊重傳唱する所なるが、就中逝去の前一日、即ち二十年一月十五日の夜

んと病弱の人たらざる態度を以つて諭し

て曰く、今や準備整ひ時機到來せり、汝

信徒等は宜しく陰氣の心を去つて此の道

の弘通に勉めよ、目前の小事に顧慮する

勿れ後に不滅無盡の神座すうと、脚聲一

番其の餘韻未だ信徒の耳朵を離れる翌

朝の十時、晏然として簾を易へたり、享

歳實に九十、信徒等始めて前脣來の諭告

は永歎の辭なりしを覺り、即ち陰氣の心

を去つて弘道に圖むべき誠めを服膺し、

敢て哀惜の妄念を持せず、遺骸を三島村

の墓地に葬りたるが、後五年を経て現在

天理教會本部の北方豊田山に地を相し、

新に廟所を起して改葬せり、謚を『眞道
蘿廣言知女命』と稱す。

教祖美岐子中山家に嫁して、秀司、政子
、安子、春子、常子、小窓子の一男五女

を生む、男秀司は幼名齊右衛門と稱し、

常に教祖に附侍して俱に艱難の苦を嘗め、
創めて天理教會に會長の職に就く、長

女政子、二女安子、四女常子及び五女小

寒子は孰れも不遇の裡に亡せられ、三女

春子は櫻本なる梶本家に嫁して、鎌吉、

松次郎、たけ子、ひさ子、眞之丞、松次

郎の四男二女を擧げたり、然して其の三

男に生れたる眞之丞は中山家に嗣子とな

りて名を新次郎と改めぬ、是れ現代天理

教の管長たる中山新次郎其の人にして、

濟世民福の公道を爲し、從來驕縱せしめ

たる神道本局の縛絆を解き、與ふるに帝

國の一宗教たる権能を以てす、蓋し是れ

教祖美岐子の扶植せし成果なりと雖も、

亦た以て現代の會長たりし中山新次郎の

功績ならずんばあらず、而かも天理教徒

の神道本局を離れて一派獨立の旗幟を建

んと欲するや年久しき宿望にして、其の

第一次に稟請したるは實に明治三十一年

にありき、爾來十年の歲月を経る中、信

徒の翹望切なるあり、其間に處して甘旨
已れを利せんとする狡奴續々として絶へ

○第九 天理教獨立認可

りて名を新次郎と改めぬ、是れ現代天理
教の管長たる中山新次郎其の人にして、
徳望當に四百萬の信徒に瞻仰されゐるの
みならず、近代に於ける宗教家の長者と
して、衆庶の尊信を双肩に荷ひつゝあり
氣軸は循環して旭光東天に冲る時あり、
教祖美岐子野人の群に生長し、創めて天
理の道を發倡するや、庶民は目して痴と
稱し、司人は狂者狡奴と見做し、邪教淫
祀辟視されて、殆んど社會の害物に數へ
られしも、氣運茲に循り來り、文化日に
新なる明治四十一年十一月廿七日、時の

ざる也

ざりしも、會長中山新次郎の明敏克く彼等を排し、遂に今日の好果を結び得たるは、教祖發倡當時に於ける忍堪にも比すべき堅忍なりき、然して天理教の獨立認可は殆んど同教徒をして、咄嗟の感あらしめたるも要するに教祖五十年間の扶植と、會長中山新次郎が十年撓まず至誠に仍て貰き得たる賜物たるに外ならざる也因に記す、獨立稟請に就ては信徒の苦衷少なからざるも、就中十年の長月日、寢食を忘れて盡瘁せる松村吉太郎、増井庄兵衛、梅谷四郎兵衛、増井伊三郎、山澤爲職等の効績亦た沒すべから

郎は其年十二月十六日（舊十一月十六日）部下教導職を召集し、新に内務大臣の認定を得たる教典、教規を令布せり、是れ天理教の帝國公教に上れる一新紀元にして、我國宗教史上逸すべからざる要素たり、今其の教規を左に抄錄し、教典を省くとにせるは、教規に依つて全班を窺知するに足るを以てなり

天理教々規

第一章 名稱教旨及祭神

第一條 本教ハ天理教ト稱ス
第二條 本教ノ教旨ハ天理教教典ニ依ル

第三條 本教ニ於テハ左ニ列記シタル十柱ノ神靈ヲ奉祀シ之ヲ天理大神ト奉稱ス

國常立尊	國狹槌尊
豐斟渟尊	大苦邊尊
面足尊	伊弉諾尊
大日靈尊	伊弉冊尊
教廳出張所ヲ東京ニ置ク	月夜見尊

第二章 教廳及教會

第四條 天理教教廳ヲ奈良縣大和國山邊郡丹波市町大字三島教會本部内ニ置キ本教ノ教務ヲ總管スル所トス
第五條 本教ノ教務ヲ分掌セシムル爲ニ各地方ニ教會組合ヲ設置ス
第六條 各地方ニ教會ヲ置キ本教ノ禮典並ニ宣教ヲ執行スル所トス
第七條 教會ヲ別チテ教會本部及一般教會ノ二種トス

一般教會ヲ分チテ大教會、教會、分教會、支教會、及宣教所トス
第八條 一般教會ニ於テ信徒ノ請求ニ依リ授與スル神鏡並ニ神供ハ教會本部ヨリ之

ヲ下附ス

第三章 管 長

- 第九條 管長ハ教祖ノ血統ヲ以テ世襲シ内務大臣ノ認可ヲ經テ就職ス
 - 第十條 管長ハ一切ノ教務ヲ總判ス
 - 第十一條 管長ハ信徒ニ對シ授訓ヲナス
 - 第十二條 管長ハ教師ヲ命免ス
 - 第十三條 管長ハ教廳ノ職員ヲ命免ス
 - 第十四條 管長ハ教會長ヲ命免ス
 - 第十五條 管長ハ教校ノ職員ヲ命免ス
 - 第十六條 管長ハ教師ヲ懲戒ス
 - 第十七條 管長ハ本教ノ有功者ヲ賞譽ス
 - 第十八條 管長ハ規程ヲ創定改正シ内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ施行ス
 - 第四章 教 師
 - 大 教 正 一 級
 - 第十九條 教師ノ名稱等級ハ左ノ如シ
- | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 權 大 教 正 | 中 教 正 | 權 中 教 正 | 權 少 教 正 | 權 大 講 義 | 權 中 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 | 權 少 講 義 |
| 導 | | | | 講 | 講 | 講 | 講 | 講 | 講 | 講 | 講 | 講 |
| 訓 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
| 訓 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| 導 | | | | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 | 級 |
| 導 | | | | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | | | | |

第二十三條 教廳ノ職員ハ左ノ如シ

幹事長

幹事事務

第二十四條 幹事長ハ管長ヲ補佐シ教務ヲ參判ス

第二十五條 幹事長ハ管長顧員若クハ事故アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其職掌ヲ代理ス

第二十六條 幹事ハ各課ノ長ト爲リ事務ヲ整理ス

第二十七條 錄事ハ課務ヲ分掌ス

第二十八條 教會本部ノ職員ハ左ノ如シ

本部長

執事

第二十九條 本部長ハ教會本部ノ教務ヲ監理ス

第三十條 本部長ハ執事ヲ命免ス

第三十一條 執事ハ庶務ニ從事ス

第三十二條 一般教會ノ職員ハ左ノ如シ

會長

理事承事

第三十三條 會長ハ當該教會ノ教務ヲ監理ス

第三十四條 會長ハ理事承事ヲ命免シ之ヲ管長ニ稟申ス

第三十五條 理事ハ會長ヲ補佐シ事務ヲ整理ス

第三十六條 承事ハ事務ヲ分掌ス

第六章 諮問局

第三十七條 教廳ニ諮詢局ヲ置キ本教ニ功勞アリシ教師又ハ教義ニ精通シ事理ニ明達セル教師ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十八條 諮問局ハ管長諮詢スル所ノ事件ニ對シ意見ヲ具申ス

第七章 宣教

第三十九條 宣教ハ教義ヲ講説シ信徒ヲ化導シテ處世安心ノ要ヲ得シムルヲ旨トス

第四十條 宣教ハ教會ニ於テ執行ス但信徒ノ請求ニ依リ臨時民家ニ於テ執行スルコトアルヘシ

第八章 祭典

第四十一條 本教ノ大祭ハ毎年春秋二季ニ之ヲ執行シ月次祭ハ毎月之ヲ執行ス

第四十二條 宮ノ大祭日祝日ニハ祭典ヲ執行ス

第四十三條 每年春分秋分ノ二季ニ靈祭ヲ執行ス

第四十四條 每年六月三十日十二月三十日ニ大祓ヲ執行ス

第四十五條 前各條ノ祭典ハ教會ニ於テ執行ス

第四十六條 教會本部ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ大祭ニ准スヘキ臨時祭典ヲ執行スルコトアルヘシ

第四十七條 一般教會ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ大祭ニ准スヘキ臨時祭典ヲ執行セントスルトキハ管長ニ稟申シテ認可ヲ請フヘシ

第四十八條 大祭月次祭靈祭臨時祭ニハ本教所定ノ神樂ヲ執行ス

神樂ハ前項祭典ノ外執行スルコトヲ得ス

神樂ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトス

第四十九條 管長及教師公式ノ服裝ハ祭服ヲ用ウ

第十章 教校

第五十條 教師ヲ養成スル爲ニ教校ヲ設置ス

教授ニ關スル學則ハ別ニ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトス

第九章 服裝

天理教教規及規程

- 一 教規
- 一 管長變職規程
- 一 諸間局規程
- 一 教師任用分限規程
- 一 宣教規程
- 一 教費及會計規程
- 一 教師懲戒規程
- 一 奬賞規程
- 一 管長教師服裝規程
- 一 教會規程
- 一 教會組合規程
- 一 教務監督規程
- 一 講習會規程

天理教の元勳飯降大教正の傳

天理教の元勳飯降

大教正の傳

天理教の克く今日有るを致せしは、教祖中山美岐子の示現に因ること論を俟たずと雖も、而かも問教の爲め献身的に盡瘁し、教祖逝去の後を承けて愈よ教道の流布に努力し、幾百萬の信徒に活神と敬はれ所謂御本席と仰がれたる飯降大教正の如きは、慥に天理教の元勳たり、今や同教の獨立史を編むに中り逸すべからざるは當時の活神たる飯降大教正の効蹟なるを以て、茲に其の略傳を收るととせり。

飯降大教正は名を伊藏と稱し天保四巳年

十二月廿八日を以て大和國宇陀郡三木松村大字向淵に生る、幼より木匠を業とせしが家運其の意に任せざりけん其後添上郡櫛本町に移りぬ、二男二女あり、長男政二郎は五歳にして夭死し、二男政甚飯降家の相續者たり、長女芳枝は永尾家に嫁ぎ二女政江は好偶を得づ寡居して神に奉仕せり、飯降教正、資性温良にして信義を重んじ頗る同情に富み陰徳を積みて樂みとし日も亦足らざるの觀あり、道路橋梁など破損して往來危険なる所あれば深夜物に行きて修繕を加へ通行の便利を圖りしと幾回なるを知らずといへり、其も

妻里子も亦温順柔和にして能く良人を助け慈善の行ひ多かりしが今より四十六年前妊娠三ヶ月にして流産し産後の肥立ち悪しく病勢日増しに進み行きて今は醫師も匙を投ぐるに至りしかば飯降教正の心痛いはん方なく妙薬といふ妙薬は悉く之れを侑め、良醫といふ良醫の手を藉りたるも絶えなんとせる玉の緒を繋ぎ留めん術なくぞ見えり。

神の指示とは之れなんめり、庄屋敷の活神天理王命を信すれば如何なる難病も癒ゆすといふことなしと告げたる者ありければ直ちに庄屋敷に馳せ行きて教祖の教

從ひ三十年來習ひ覺らし大工の職を捨て日々腰辨當にて本部に詰め、朝な夕な神に祈り教へを説き病ある者の爲めには慰めを與へ貧しき者の爲めには糧を與へ人を助け人を教ふを務とせり、されば多くもあらぬ時への何日まで續かんやうも無く其日の食物にさへ事を缺ぐこと屢次なりしも身は神よりの借り物なり、神に事ふる我を神の活かし給はぬ事やあるべき水を飲みても死すべきにあらずと堅く心に信じて如何なる苦難も耐へ忍び一意専心、自若として神の教を説けり。時は文久四年飯降本席は各講社等を説き

を仰ぎぬ、教祖莞爾として諭すらく、我れに來るものは教はれん、我れを信するものは活さん、身は神の借り物なり、病の原は心からなり、神を信じて神を頼れ、御身は大工の中の大工、棟梁の中の棟梁なり、今より後は木匠を止めて道を傳へ教を布き人を助くる棟梁となれよ、御身の妻は教はれたり、病は立どころに癒べしと、飯降教正は易々其旨を領して歸り見れば流石難病と聞えたる里子の病も夢の如く全快せり、之れぞ飯降教正が一身を神に捧ぐる動機とはなれるなり、夫れより身も家も神に捧げて尊念布教に

「勤め場所」即ち參拜所の建築を思ひ立ちたる時不幸にも凶作なりしかば、寄附金も心に任かせず非常の苦境に陥りたるを本席は材木商、瓦商等に説きて代價仕拂の猶豫を請ひ漸やくにして落成を告ぐるを得たり、固より最初の建築とて宏壯なりといふを得ざるも當時にありては村人の懃くばかりなる參拜所の新築を見たるも本席興つて力ありといふべし

天理教も今日こそ四百萬の信徒を有し宏壯なる建築物庵を並べ輪奂の美を盡し居れど其頃は之を信する者少なかりしのみならず、淫祠邪教と蔑まれ社會の迫害甚

だしく罵られ嘲けられたるも意に介せず
道の爲め盡し來りしに明治十五年十月法
に問はれて累絶の辱しめを受け鐵窓の下
に呻吟したりしが利刃は猛火を經て益々
銳しとやら此苦難に堪れしころ神の愛子
たる任務は盡さるゝなりと從容として道
を説き遂に天理教の今日あるを致せしな
り。

本席は天性寡欲淡懷にて其の大工たりし
時にも「事入札等に當り他に競争して
私利を圖るが如きこと毫もなかりき、況
して道に従ふに至りては身も家も打忘れ
て神に捧げ居るものから『雪の降る夜は

不忽ち袋は軽くなり家に歸りて揃すれば
僅かに三升を餘せるのみなりといへり
、其の寡慾なること斯の如く慈惠を好む
こと亦斯の如くなりしなり。

本席が教祖に従ひ其の教を受けてより最
初の十年間ばかりは信徒も少なく屢次飢
渴に迫るが如きことありしかば習ひ覺え
し手斧を執りて生活の補ひとなさばやと
教祖の許しを仰ぎしこもありたれど『
今少しく辛抱せよ』といはるゝに乍飢を
忍びて道に従ひ教祖と辛酸を共にし明治
十五年二月八日を以て標本より三島に移
り一意神に仕へたり。

長男政二郎フト病に侵され薬石効なく十

寒うこそあれ』とか或年の暮れのこと近
所隣りにては家毎に餅搗の音勇ましきに
本席は糯米貰ふべき金もなく如何にして
年や迎へんと人知れず心を惱まし居れる
を斯くとも知らぬ頃是なき子供は餅を搗
いてと強請つて止まず、千々に心を碎け
る折しも本部へ糯米三斗を捧げし者あり
、教祖は之れを折半し一斗五升を本席に
分與せられれば本席は嬉し涙に咽び之
にて妻子を喜ばせんものと勇みて家に歸
る途中豫て本席の性行を知れる乞食共は
前後左右を取り囲みて『お助けを……お
助けを……』と請ふが體に願ち與へしに

一歳にて夭折されたれば本席は悲嘆の涙
に咽びつゝ『死生命あり、我れ徒らに豚
児の死を悲しむものにあらず、されど政
二郎は朝夕神の話しお聞きながら世の人
に迷はされ胸の汚れを掃ふに遑あらずし
て逝けり、あな哀れや』と語られぬ。
明治二十年正月廿六日教祖昇天されたる
に乍飯降本席は悲嘆いはん方なく日夜涙
に暮れ居られしが一月末日俄かに大熱を
發して一時危篤に見れたるより人々大に
心配し相集りて神に祈禱を捧げ居たるに
本席はガバと越き上り端然として靜座し
莊重なる言語もて一座の人々に告げて曰く『柴小屋や土手屋にては仕事は出來ぬ

、錦の仕事場が欲しい、存命中に授けをせざりしは殘念なり』とて大に泣けり、之れ教祖が温厚なる者を得て神の代理を定めたし、飯降こそ神の宿るべき錦の仕事場なれ、我が存命中に爾く定め置くべかりしにとの意なるが如し、之れより後に教祖眞道彌廣言知女命の代理者として尊崇し活神様として渴仰するに至れり、天理教漸次盛大となり四百萬の信徒を有する今日となりては三島に宏大なる邸宅を構へ壯嚴なる庭園を設け物として調はざるものなきに至りても終始當初の艱苦を忍び衣服調度も質素を旨とし朝夕の膳部には梅干を副食物とされたりといふ

、年五十にして初めて書道に志し能書の聞へありしも亦凡人の習ひ得ざる所なるべし、明治四十年三月十三日心地常ならずして臥床に着き爾來寢室を出でず、時には夢の醒めたる如く筆を執りて未だ説を重ねて冊をなす、其の遺す所今も同教徒の金科玉條として紳に書すべき訓言を重ねて冊をなす、其の遺す所今も同教徒の金科玉條として紳に書すべき訓言なりといふ、然して臥床に伏すと四ヶ月、明治四十年六月九日午餐静かに終り其の儘前に身を俯し溢然として逝く、享年實に七十五歳、其の十五日莊儀なる儀式を以て豊田山なる教祖の墓側に葬れり。

明治四十二年二月五日印刷
明治四十二年二月十六日發行

(正價金拾五錢)

著者兼發行者 森 田 五

奈良市東城戸町十三番地
奈良市角銀町十番地

印刷者 吉 田 金 三 郎

山邊郡丹波市町大字三嶋

兄弟合資

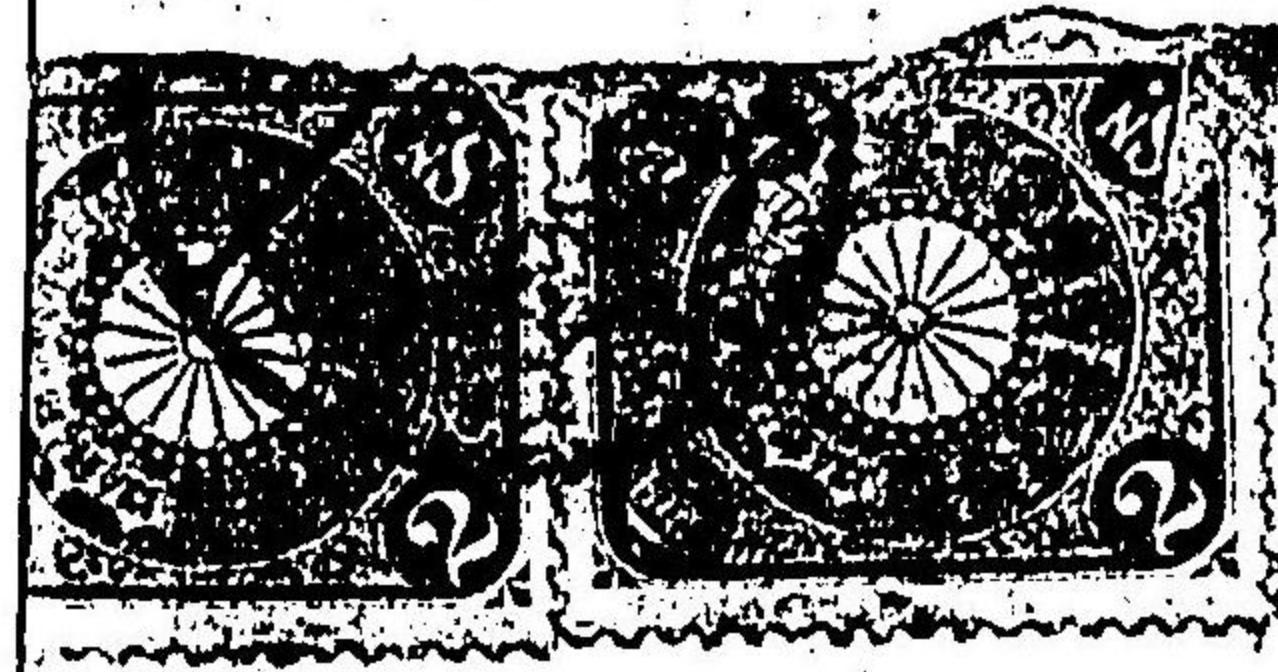
木 下 真 進 堂

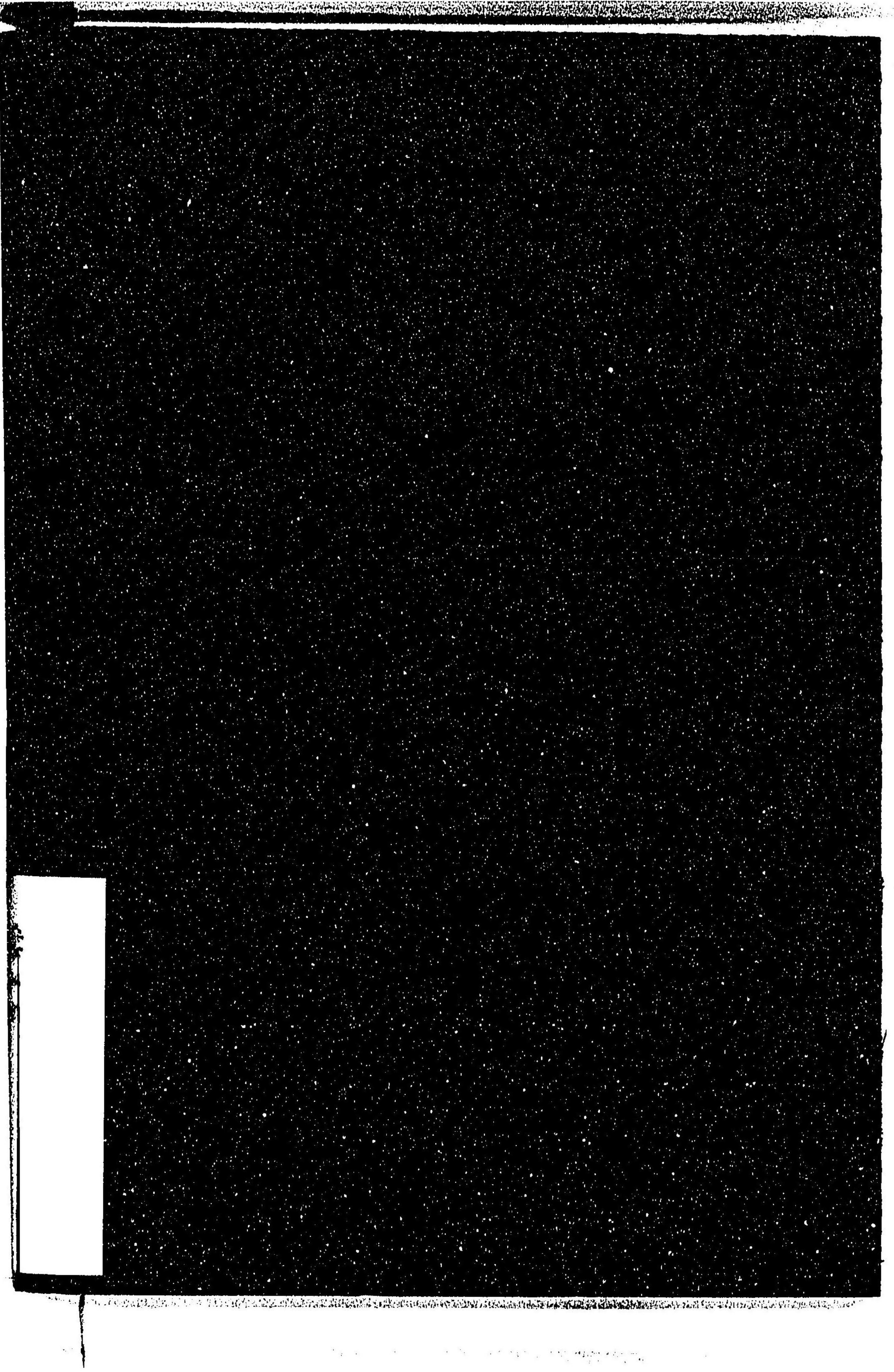
印刷製本所

(電話百七番)

天理教教廳前

發行所





特45

976

天理教獨立史

国立国会図書館

014451-000-5

特45-976

天理教独立史 上巻

森田 五一(六庵) / 編

M 4 2

ABB-0829

